

山梨県公報

第千八百十五号

平成十九年

十二月十日

月 曜 日

目 次

告 示

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示…………… 八二九

道路の区域変更(三件)…………… 八二九

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 八三〇

公共測量の実施…………… 八三〇

建築基準法に基づく公開聴聞の実施…………… 八三〇

告 示

山梨県告示第四百二十八号

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

山梨県農業近代化資金利子補給規程(昭和三十八年山梨県告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新たに貸し付けられた農業近代化資金(五百万円を超えるものに限る。)については、第二条の二第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 小和田猿橋線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
大月市七保町下和田字屋なほ五四九番地先から 大月市七保町下和田字屋なほ五五一番の一地先まで	八・五 三〇・五	一〇・五 三〇・五		一八・〇

山梨県告示第四百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 茅野北杜葎崎線

三 道路の区域

区 間	旧新	敷地の幅員	延 長

の別	旧	新	の別
(メートル)	一八・八〇 四六・一	一八・八〇 五八・八	(メートル)
(メートル)	一七五・七	一七五・七	

山梨県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山保久那土線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代都市川三郷町山保字横道八七四七番の地先から 西八代都市川三郷町山保字横道八七五五番の地先まで	旧	九・八〇 二五・二	一〇六・五
	新	一八・〇〇 二八・〇	一〇六・五

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 子育てサポート笛吹

2 代表者の氏名 宮川久美子

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市境川町小黒坂千五百五十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県笛吹市を中心とした地域住民並びに乳幼児及び児童を対象に、次世代を担う子供達の健全な育成を支援するとともに、社会に対応する人材の育成に関する事業に努め、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十一月二十一日から平成二十年一月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十九年十一月二十日付けで都留市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 デジタルエリアセンサ撮影一万分の一、デジタルオルソ画像データ作成
- 二 作業期間 平成十九年十一月二十日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 作業地域 都留市全域

● 建築基準法に基づく公開聴聞の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横内正明

一 意見の聴取を行う日時

平成十九年十二月十七日 午後一時三十分

二 意見の聴取を行う場所

都留市古川渡五百七十七番地 禾生地域コミュニティセンター二階大会議室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 都留市井倉沢戸七七五番一（準工業地域）

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第十項の規定による許可に係る工場（鉄骨

造二階建て床面積五千十三・五七平方メートル）の増築

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番